

電気通信大学特命教授選考等実施細則

平成24年 4月25日

改正

平成28年 3月23日

平成31年 2月 1日

平成31年 3月28日

令和 2年12月25日

(目的)

第1条 この細則は、電気通信大学特命教授に関する規程（以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、電気通信大学特命教授（以下「特命教授」という。）の選考手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考手続)

第2条 規程第4条の選考を行うに当たり、次の手続を経るものとする。

- (1) 退職予定の教員から特命教授の希望の申出があり、当該専攻が必要と認めた場合には、当該専攻長が研究科教授会に別記様式により申請する。
- (2) 研究科教授会は、規程第2条に基づき審議し、妥当と判断した場合は、教育研究評議会へ提案する。

(採用予定者数)

第3条 特命教授の新規採用は、毎年度、若干人とする。

(契約期間)

第4条 特命教授の契約期間は、年度ごとに更新するものとし、通算して2年を限度とする。ただし、学長が特に必要があると認めた場合、契約期間を延長できるものとする。

(施設・設備の使用)

第5条 施設・設備の使用については、特命教授が担当する専攻等の教育研究活動に支障のない範囲で、当該専攻等と調整を行い、共同で使用する。この場合において、特命教授には原則として大学から研究費、研究室、研究設備等に対する手当ては行わない。

(研究費等)

第6条 特命教授の研究費等の必要経費は、外部資金によることを原則とする。

- 2 特命教授が科研費等の外部資金を獲得した場合には、外部資金の使用ルール、間接経費の使用ルールに従った予算措置を行うことができる。

(その他)

第7条 特命教授に関わる事務は、当該専攻等の事務室が処理する。

附 則

この細則は、平成24年4月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年2月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細則の施行の際、現にあるこの細則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この細則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この細則の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式

(元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

〇〇〇〇専攻長

特命教授に関する申請書

特命教授の採用について、下記のとおり申請します。

1. 特命教授候補者

氏名

採用予定年月日 (元号) 年 月 日

2. 学生氏名・学籍番号

3. 研究課題

4. 申請理由及び修了計画

5. 主任指導教員

6. 指導教員